



# 茨城県報 第 2720 号

平成27年 8 月27日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

#### (公 安 委 員 会)

- 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則 ..... 1
- 告 示**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（2件）（障害福祉課） ..... 6
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課） ..... 6
- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課） ..... 7
- 木材業者等の登録（林政課） ..... 9
- 定款変更の認可（農村計画課） ..... 9
- 県営土地改良事業の工事の完了（7件）（農村計画課） ..... 10
- 道路の区域の変更（道路維持課） ..... 11
- 道路の供用の開始（道路維持課） ..... 11
- 事業計画の変更の認可（2件）（下水道課） ..... 12
- (病 院 局)**
- 病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正 ..... 13
- 公 告**
- 落札者等の公示（情報政策課） ..... 14
- 農用地利用配分計画の認可（農業経営課） ..... 14
- 都市計画の案の縦覧（都市計画課） ..... 15
- 建築協定の認可（建築指導課） ..... 15
- 落札者等の公示（会計管理課） ..... 15
- 入札公告（下水道事務所） ..... 16

## 規 則

#### (公 安 委 員 会)

#### 茨城県公安委員会規則第10号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則を次のように定める。

平成27年 8 月27日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

## 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）

第13条第2項の規定による立入調査又は質問を行う警察職員、同条第3項に規定する警察職員の携帯する証明書の様式、第14条第4項の規定による通知及び第18条の規定による要請に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査を行う警察職員)

第 2 条 条例第13条第2項の公安委員会規則で定める警察職員は、警察本部にあっては刑事部薬物銃器対策課長が刑事部薬物銃器対策課の警察職員の中から、警察署にあっては警察署長が薬物対策を担当する警察職員の中からそれぞれ指定する者とする。

(証明書の様式)

第 3 条 条例第13条第3項の公安委員会規則で定める身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第1号）のとおりとする。

(知事への通知)

第 4 条 条例第14条第4項の規定による通知は、禁止行為者通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(知事への要請)

第 5 条 条例第18条の規定による要請は、措置要請書（別記様式第3号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
写真貼付	所 属 官 職 氏 名

上記の者は、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第13条第2項の規定により、立入調査を行い、又は関係者に質問する権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

茨城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(裏)

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第13条 略

- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査、質問又は収去をする場合は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

茨城県公安委員会第 号  
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

## 禁 止 行 為 者 通 知 書

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり通知します。

禁止行為者発見日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
禁止行為者発見場所	
禁止行為者の住所、 氏名及び生年月日 (法人にあつては、 所在地、名称並びに 代表者の住所、氏 名及び生年月日)	
禁止行為の内容	
備 考	

注 「禁止行為」とは、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第5号に規定する行為をいう。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

茨城県公安委員会第 号  
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

措 置 要 請 書

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第18条の規定により、次のとおり要請します。

措置要請に係る者の住所及び氏名 (法人にあっては、所在地、名称並びに代表者の住所及び氏名)	
措置要請に係る茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物の名称等	<input type="checkbox"/> 知事指定薬物 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> <input type="checkbox"/> その他の薬物 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span>
要 請 事 項	
備 考	

注 該当する口にレ印を付すること。

## 告 示

### 茨城県告示第1091号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0822000428	ひまわりホーム	茨城県つくば市小野川12-38	特定非営利活動法人鱸づな会	茨城県つくば市上横場2236-1	平成27年9月1日	共同生活援助

### 茨城県告示第1092号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0820200400	けやきホーム	茨城県日立市久慈町5-23-3	日立市	茨城県日立市助川町1-1-1	平成27年9月1日	共同生活援助

### 茨城県告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

##### (2) 住所

栃木県小山市大字卒島1293番地

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カワチ薬品千波店

水戸市笠原町1044番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内伸二

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年 4 月28日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,363㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 45台
- イ 駐輪場の収容台数 18台
- ウ 荷さばき施設の面積 100㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 9 ㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前 8 時  
 (閉店時刻) 午後 8 時45分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 7 時45分～午後 9 時
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
 1 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成27年 8 月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第1094号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

(2) 住所

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ神栖店

神栖市筒井1470-1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) テックランド神栖店

(変更後) ドン・キホーテ神栖店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 大 原 孝 治

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(3) 変更の年月日

平成27年 8 月12日

(4) 変更の理由

小売業者が変更したため

3 届出年月日

平成27年 8 月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1095号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

(2) 住所

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ神栖店

神栖市筒井1470-1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

(変更後) 開店時刻 午前0時 閉店時刻 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分 (一部午後9時)

(変更後) 24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 3箇所

(3) 変更の年月日

平成27年10月30日

(4) 変更の理由

営業計画変更のため

3 届出年月日

平成27年8月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1096号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

| 登録番号 | 登録年月日    | 住 所<br>(所在地)       | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名称) | 営業所又は工場 |       | 業 種          | 備考 |
|------|----------|--------------------|----------------|-------------|---------|-------|--------------|----|
|      |          |                    |                |             | 所 在 地   | 名 称   |              |    |
| 3040 | H27.8.13 | 鹿嶋市宮中5273-4 大健ビル3F | 森 成男           | (株)セーフティハウス | 住所に同じ   | 商号に同じ | 素材生産業<br>建設業 |    |

茨城県告示第1097号

牛堀土地改良区から平成27年4月9日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195

号) 第30条第2項の規定により同年8月19日認可した。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1098号

平成24年10月16日付けで計画を確定した県営谷田部北部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）については、平成26年3月28日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1099号

平成24年10月16日付けで計画を確定した県営谷田部北部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道整備）については、平成26年8月29日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1100号

平成24年10月16日付けで計画を確定した県営谷田部北部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）については、平成26年3月28日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1101号

平成24年9月19日付けで計画を確定した県営坂田地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）については、平成27年2月27日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1102号

平成24年9月19日付けで計画を確定した県営坂田地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）については、平成26年10月22日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1103号

平成24年11月 8 日付けで計画を確定した県営遠東地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）については、平成27年 1 月16日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1104号

平成18年 9 月27日付けで計画を確定した県営北条地区土地改良事業（かんがい排水事業）については、平成27年 2 月 6 日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成27年 8 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 3 5 4 号
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別     | 敷地の幅員              | 延長          | 摘要      |
|-------------------------------------------|----------|--------------------|-------------|---------|
| 行方市山田字馬渡115番 2 地先から<br>銚田市札字冷田148番 2 地先まで | (A)<br>旧 | メートル<br>最大 17.0    | メートル<br>456 |         |
| 行方市山田字馬渡115番地先から<br>銚田市札字松下1712番 3 地先まで   |          | 最小 4.5             |             |         |
| 行方市山田字馬渡115番地先から<br>銚田市札字松下1712番 3 地先まで   | (B)<br>新 | 最大 31.0            | 459         |         |
| 銚田市札字松下1712番 3 地先まで                       |          | 最小 14.0            |             |         |
| 行方市山田字馬渡115番地先から<br>銚田市札字松下1712番 3 地先まで   | 新        | 最大 31.0<br>最小 14.0 | 459         | 区 域 除 外 |

茨城県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成27年 8 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手東線
- 2 供用開始の区間 取手市東 2 丁目813番 4 地先から  
取手市東 2 丁目1421番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 9 月 1 日

---

**茨城県告示第1107号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
美浦村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
稲敷東部台都市計画下水道事業  
美浦村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成10年12月17日から  
平成33年 3 月31日まで

## 4 事業地

- (1) 取用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分

平成10年茨城県告示第1369号，平成17年茨城県告示第1327号，平成20年茨城県告示第468号及び平成24年茨城県告示第230号の事業地に，大字受領字白旗，字栗山作，字野中，字イヌウマ，字小狭間，字妙山発句，字沢田，字刈満田，字八枚，字原，字新道，字柿木平，字郷中及び大字大谷字西ノ入，字庚申峰，字新山，字内沢田，字外沢田，字よのめ，字根古屋，字西内並びに大字宮地字外沢田，字苺満田，字内沢田，大字大須賀津字沢田並びに大字興津字興津並びに大字茂呂字栗山作，字カリマタ並びに大字木原字御茶園，字沢田，字神田，字平塚，字摩加院，字原並びに大字布佐字原田，字長峯の各一部の区域を加える

---

**茨城県告示第1108号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
つくば市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画下水道事業

つくば市公共下水道, 研究学園都市公共下水道及び荃崎町公共下水道

- 3 事業施行期間 昭和52年 6 月30日から  
平成33年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分

昭和56年茨城県告示第1471号, 昭和62年茨城県告示第229号, 昭和62年茨城県告示第1728号, 昭和63年茨城県告示第237号, 昭和63年茨城県告示第820号, 昭和63年茨城県告示第1251号, 平成元年茨城県告示第901号, 平成元年茨城県告示第986号, 平成 2 年茨城県告示第1435号, 平成 4 年茨城県告示第440号, 平成 7 年茨城県告示第506号, 平成 7 年茨城県告示第1046号, 平成 7 年茨城県告示第1218号, 平成11年茨城県告示第202号, 平成11年茨城県告示第203号, 平成11年茨城県告示第208号, 平成11年茨城県告示第1296号, 平成12年茨城県告示第886号, 平成12年茨城県告示第993号, 平成13年茨城県告示第1325号, 平成16年茨城県告示第1140号, 平成18年茨城県告示第418号及び平成22年茨城県告示第234号, 平成26年茨城県告示第344号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

つくば市大字金田字大堀, 中久保及び十三塚の各一部の区域

(病 院 局)

茨城県病院局告示第 3 号

平成18年 4 月 1 日茨城県病院局告示第 1 号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年茨城県条例第61号)第 4 条第 1 項第 1 号のただし書き, 同条同項第 2 号及び同条第 3 項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月27日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

表中

|                        |                                                     |   |
|------------------------|-----------------------------------------------------|---|
| (2) 産科医療補償制度掛金の額に相当する額 | 16,000円                                             | を |
| 21 その他の診療料             | 医科診療報酬点数表及び食事療養の費用額算定基準の例により算定した額又は実費に消費税相当額を加えて得た額 |   |

|                        |                                                     |   |        |
|------------------------|-----------------------------------------------------|---|--------|
| (2) 産科医療補償制度掛金の額に相当する額 | 16,000円                                             | に |        |
| 21 透析センター個別専用室利用料      | 昼間 ( 8 : 30 ~ 18 : 00 )                             |   | 1,080円 |
|                        | 夜間 ( 18 : 00 ~ 8 : 30 )                             |   | 1,620円 |
| 22 その他の診療料             | 医科診療報酬点数表及び食事療養の費用額算定基準の例により算定した額又は実費に消費税相当額を加えて得た額 |   |        |

改める。

付 則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

## 公 告

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県統合宛名管理システム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
企画部情報政策課 水戸市笠原町978番地6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成27年8月6日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所茨城支店 支店長 山本英夫  
茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
46,718,316円（消費税及び地方消費税含む額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

### ●農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者      |                | 賃借権の設定等を受ける土地        |
|-------------------|----------------|----------------------|
| 氏名又は名称            | 住所             |                      |
| 立原 友明             | 小美玉市柴高529番地1   | 小美玉市西郷地字中根2115番      |
| 有限会社 PIONEER FARM | 小美玉市柴高780番地    | 小美玉市中延字檜塚2251番7 ほか1筆 |
| 株式会社おみたま農園        | 小美玉市橋場美391番地15 | 小美玉市橋場美字池下701番1      |
| 川名 幸夫             | 小美玉市羽鳥2987番地   | 小美玉市小曾納字大塚176番 ほか2筆  |

#### 2 認可年月日

平成27年8月27日

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
下水道（取手・つくばみらい公共下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
削除する部分  
取手市小文間字利根耕地の一部  
追加する部分  
取手市小文間字利根耕地の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
(1) 茨城県土木部都市局都市計画課  
(2) 取手市役所都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成27年8月27日から平成27年9月10日まで

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定の認可をしたので、同法第73条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請人の住所、氏名  
茨城県日立市城南町1丁目11番31号  
鈴縫工業株式会社 代表取締役 鈴木 一良
- 2 建築協定の名称  
「フローレスタ 須和間」第5・6・12区建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積  
那珂郡東海村大字須和間字石ブシ2004番1他  
32,913.31㎡（137区画）
- 4 認可年月日  
平成27年8月19日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 8 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
プラスチック流動解析システム 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
会計事務局会計管理課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成27年 7 月30日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
(株) C A Eソリューションズ  
東京都千代田区飯田橋二丁目 1 番10号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
13,891,900円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成27年 6 月18日

~~~~~

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年 8 月27日

茨城県鹿島下水道事務所長 本 田 浩

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
平成27年度下半期 重油 JIS 1種1号 409kℓ (予定数量)
  - (2) 購入物品の仕様  
別添特記仕様書による。
  - (3) 納入期間  
契約日の翌日から平成28年 3 月31日まで
  - (4) 納入場所  
茨城県鹿島下水道事務所 (茨城県神栖市北浜 9)
  - (5) 入札単位  
ア 入札金額は1キロリットル当たりの単価 (税抜) を記載すること。
- 2 担当部局  
〒314-0101 茨城県神栖市北浜 9  
茨城県鹿島下水道事務所  
仕様書に関すること 担当：施設管理課 (担当：大野 卓哉)

入札事務に関すること 担当：総務課 (担当：山崎 利一)

電話 0299-96-2617 ファックス 0299-96-1099

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (以下「更生会社」という。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (以下「再生会社」という。) でないこと。(更生計画の認定決定後又は再生計画認定決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「大分類10(燃料及び油脂製品類)・小分類1 (石油)」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875 (直通)

詳細は入札説明書による。

- (5) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例36号) 第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えることができる。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

紙入札方式参加承認願様式

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaini/densityoutatu/yousikidawnrodo.html>

### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県物品役務入札情報サービスによる閲覧

ア 期間

入札公告の日から平成27年9月14日 (月) まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

- (2) 紙面による閲覧

ア 期間

入札公告の日から平成27年9月14日 (月) までの午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。)

ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第7号) に定める休日 (土曜日、日曜日及び祝祭日)

を除く。

イ 場所

茨城県神栖市北浜9 鹿島下水道事務所

(3) (1)で閲覧できる内容と(2)の内容は同一である。

6 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成27年9月10日(木)午後4時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成27年9月14日(月)午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答するとともに、茨城県物品役務入札情報サービスで閲覧に供する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便(書留郵便に限る。)又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「確認申請書」という。)に競争入札参加資格等確認資料(様式第2号)及び証明資料を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成27年9月14日(月)午後4時まで。なお、郵便(書留郵便に限る。)又は持参の場合は、提出期限まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)に必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵便(書留郵便に限る。)又は持参による提出を認める。(この場合、電子調達システムにより目録ファイルを作成・添付し提出すること。)

また、紙入札により参加する場合は、郵便(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 発注者は、郵便(書留郵便に限る。)又は持参により確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行しない。

ウ 発注者は、入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成27年9月18日(金)午後4時までに、証明書

等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

紙入札による場合は、入札書(様式第 4 号)に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2 の担当部局に郵便(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きする。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するので、電子くじ番号(任意の3桁の数字)を記載すること。(入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。)

### (2) 入札書の受付期間

#### ア 電子調達システムによる場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月5日(月)午後4時までにシステムのファイルへ記録すること。

#### イ 郵便(書留郵便に限る。)又は持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月5日(月)までの午前8時30分から午後4時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日(土曜日、日曜日及び祝祭日)を除く。

### (3) 開札日時及び場所

#### ア 日時

平成27年10月6日(火)午前10時00分

#### イ 場所

茨城県鹿島下水道事務所 事務室

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 電報、電話、電子メール及びファックスによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 電子証明書を不正に使用した入札
- (7) 電子調達システムによる入札において、指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入

## 札

- (8) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (9) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、指定の日時までには郵便（書留郵便に限る。）又は持参により入札書が到着しなかったとき
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定等

- (1) 茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便（書留郵便に限る。）又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出しなければならない。

## 13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

## 要

## 15 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファックス、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 当該入札通知に基づき生じた権利義務は、平成 27 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil JIS Class 1 No1 409kl

(2) Time-limit for tender:

Mail delivery : 4:00p.m. October 5, 2015

Hand delivery : 4:00p.m. October 5, 2015

(3) Contact point for the notice:

Administrative Section,General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,

9 Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture,314-0101 Japan.

TEL 0299-96-2617

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)